

学校法人北海道科学大学情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）が保有する情報の公開、開示の実施及び情報の管理に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、もって公正かつ透明性の高い運営及び法人が設置する学校（以下「大学等」という。）の教育研究の質向上に資することを目的とする。

(公開する情報及びその方法)

第2条 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める情報（以下「公開情報」という。）をホームページ等により広く社会に公開するものとする。

(1) 法人及び大学等の基本的情報

- ア 寄附行為
- イ 建学の精神、基本理念及び教育目的
- ウ 大学等の学則
- エ 法人の沿革及び組織図
- オ 設置する学校、学部、学科等
- カ 主な施設・設備の整備状況

(2) 法人の経営及び財務に関する情報

- ア 中長期経営計画
- イ 役員等名簿及び役員に対する報酬等の支給基準
- ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報
- エ 事業計画書
- オ 事業報告書
- カ 財産目録
- キ 貸借対照表
- ク 収支計算書

(3) 教育研究活動に関する情報

- ア 教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び整備その他の学生の教育研究環境

- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
 - シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
 - ス 学生が修得すべき知識及び能力
 - セ 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - ソ 大学間連携
 - タ 地域連携並びに産学官連携
- (4) 評価に関する情報
- ア 自己点検・評価に関する報告書
 - イ 文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価結果
- (5) 監査に関する情報
- ア 監事の監査報告書
 - イ 監査法人による監査報告書
- (6) 学生等に関する情報
- ア 奨学金及び授業料減免等の修学支援制度の概要及び規程
 - イ 課外活動団体の活動状況
- (7) 公費の助成に関する情報
- ア 公的研究費の不正使用防止のための取り組み
 - イ 学外研究資金の受入れ概況
- 2 前項にかかわらず、本法人はその諸活動について、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

(非公開情報)

第3条 第2条に定める公開情報に次の各号のいずれかの情報が含まれている場合は、当該情報を非公開とする。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び公益上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報であって特定個人を識別できるもの又は特定個人を識別することはできないが、公にすることによって個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- (3) 法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

(受付窓口)

第4条 開示請求者からの請求を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を総務部総務課に設置する。

(開示請求)

第5条 第2条第1項に係る公開情報以外の情報について、開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という）は、情報開示請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、受付窓口に提出しなければならない。

(不開示情報)

第6条 開示請求に関わる情報に、第3条に定める非公開情報が含まれている場合は、当該情報を不開示とする。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報及び公益上特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(開示等の決定)

第7条 開示請求があった場合は、当該請求の対象となる情報を所管する部局等の長(以下「開示決定者」という。)が、当該請求の対象となる情報の全部若しくは一部開示又は不開示等(以下「開示等」という。)を決定する。

(開示等決定の期限)

第8条 開示決定者は、開示請求を受付した日から30日以内に開示等の決定を行い、情報開示決定通知書(様式第2号)又は情報不開示決定通知書(様式第3号)をもって情報開示請求者に、開示等の決定、開示窓口、開示方法等を通知する。

2 前項の規定に関わらず、開示等の決定をさらに30日以内の期間で延長することができる。この場合において、開示決定者は、情報開示請求に関する開示等決定延期通知書(様式第4号)をもって開示請求者に、延長期間及び延長理由等を通知する。

(部分開示)

第9条 開示決定者は、開示を決定した情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができるときは、開示請求者に対し、不開示情報を除いて開示する。この場合において、開示決定者は、情報開示請求に関する部分開示決定通知書(様式第5号)をもって開示請求者に、不開示部分及び理由等を通知する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第10条 開示決定者は、開示請求に関わる情報に、開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合において、開示等の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に関わる情報の表示並びに意見書の提出先及び提出期限を書面により通知して、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該情報に係る第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない。

2 開示決定者は、前項により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見を提出した場合において、開示を決定するときは、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。

(開示等決定に対する異議申し立て)

第11条 開示請求者は、開示等の決定について不服がある場合は、異議申立書(様式第6号)に必要事項を記入し、情報不開示決定通知書又は情報開示請求に関する部分開示決定通知書を受

領した日の翌日から起算して30日以内に、法人に対し異議申し立てをすることができる。

(情報開示審議委員会)

第12条 情報開示に係る決定に対して異議の申し立てがあったときは、その都度情報開示審議委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、当該異議の申立人に対し審議を行う旨を通知するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、当該異議の申し立てに対する審議を行う。

(1) 委員長 理事長

(2) 委員

ア 理事長が指名した理事 1名

イ 学外の有識者 若干名

ウ 専任教職員 若干名

3 前項第2号の委員は、委員長が案件ごとに指名する。

4 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席構成員の過半数の同意をもって決する。なお、可否同数の場合は委員長が決する。

5 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

6 委員会は、当該異議申立人に意見書又は資料の提出を求めることができる。

7 委員会の事務は、総務部総務課が担当する。

(開示方法)

第13条 開示は、原則として閲覧により行うものとする。ただし、開示決定者が必要と認めるときはこの限りではない。

2 開示の決定に基づき開示を受ける者は、窓口における閲覧を行うときには、本人確認書類と情報開示決定通知書を提出しなければならない。

(開示の立ち会い)

第14条 法人は、開示の決定に基づき開示を受ける者の窓口における閲覧に際し、必要に応じて職員等を立ち合わせるものとする。

(開示を受ける者の禁止行為)

第15条 開示の決定に基づき開示を受ける者は、次の行為をしてはならない。

(1) 資料を汚損若しくは毀損し、又は指定された閲覧場所以外に持ち出すこと。

(2) 開示決定者が必要と認めるときを除いて、資料を謄写、複写、録音又は撮影すること。

(開示決定の取消)

第16条 法人は、開示の決定に基づき開示を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときには、開示の決定を取り消し、以後、開示対象となるすべての情報に対してその者からの開示請求には応じないものとする。

(1) 本規程に違反したとき。

(2) 他者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(その他の必要な事項)

第17条 情報の公開及び開示についてこの規程に特に定めのない場合であって、法令又は法人若しくは大学等の規程に定めのある場合は、当該法令又は規程の定めによるものとする。

(庶務)

第18条 この規程に係る事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、2021年6月1日から施行する。

年 月 日

情報開示請求書

学校法人北海道科学大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先

学校法人北海道科学大学情報公開規程第4条の規程に基づき、下記のとおり情報の開示を請求します。

記

1 請求する情報の名称等

--

2 請求する情報の使用目的

--

3 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付けてください。アを選択された場合は、具体的な方法を記載してください。

ア 法人の窓口における開示の実施を希望する。

【実施方法】 ①閲覧 ②写しの交付 ③その他()

【実施希望日時】 [第1希望日] 年 月 日() 午前・午後

[第2希望日] 年 月 日() 午前・午後

イ 写しの送付を希望する

年 月 日

情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

学校法人北海道科学大学
理事長 苫米地 司 印

記

年〇月〇日付けで請求のありました情報の開示については、下記のとおり、開示することを決定いたしましたので通知します。

1 開示する情報の名称

--

2 開示実施の方法等

(1) 開示実施の方法等

ア 開示情報の種類・数量等

種類: _____ 数量: _____ その他: _____

イ 開示実施方法

(2) 開示を実施することができる日時、場所

日時: _____ 場所: _____

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)、返信封筒用サイズ

送付までの日数: _____ 郵送料(見込み額): _____ 返信用封筒サイズ _____

※上記の郵送料分の切手を返信用封筒に貼付のうえ、受付け窓口宛に郵送してください。

本書面記載事項に関し、不明な点等がある場合は、以下受付窓口にご連絡ください。

学校法人北海道科学大学 総務課 〒006-8585 札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号 tel:011-688-7626 e-mail: somu-bu@hus.ac.jp

年 月 日

情報不開示決定通知書

(開示請求者) 様

学校法人北海道科学大学
理事長 苫米地 司 印

記

年〇月〇日付けで請求のありました情報の開示については、下記のとおり、開示しないことを決定いたしましたので通知します。

1 不開示決定した情報の名称又は内容等

2 不開示の理由

※この決定に不服がある場合には、この決定を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学校法人北海道科学大学に対し異議申し立てをすることができる。

本書面記載事項に関し、不明な点等がある場合には、以下受付窓口にご連絡ください。

学校法人北海道科学大学 総務課
〒006-8585 札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号
tel:011-688-7626 e-mail: somu-bu@hus.ac.jp

年 月 日

情報開示請求に関する開示等決定延期通知書

(開示請求者) 様

学校法人北海道科学大学
理事長 苫米地 司 ㊞

記

年〇月〇日付けで請求のありました情報の開示請求について、学校法人北海道科学大学情報公開規程第8条第2項により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 情報の名称又は内容

2 当初の決定期限

年 月 日

3 延長する期間

日間

4 延長後の決定期限

年 月 日

5 延長の理由

本通知書に不明な点等がある場合には、以下受付窓口にご連絡ください。

学校法人北海道科学大学 総務課
〒006-8585 札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号
tel:011-688-7626 e-mail: somu-bu@hus.ac.jp

年 月 日

情報開示請求に関する部分開示決定通知書

(開示請求者) 様

学校法人北海道科学大学

理事長 苫米地 司



記

年〇月〇日付けで請求のありました情報の開示請求について、その一部を開示することと決定いたしましたので、学校法人北海道科学大学情報公開規程第9条により、次のとおり通知します。

1 情報の名称又は内容

--

2 開示しない部分及び一部を開示しない理由

--

※この決定に不服がある場合には、この決定を受領した日の翌日から起算して30日以内に、様式第6号「異議申立書」にて、学校法人北海道科学大学に対し異議申し立てをすることができます。

3 開示実施の方法等

(1) 開示実施の方法等

ア 開示情報の種類・数量等

種類: _____ 数量: _____ その他: _____

イ 開示実施方法

(2) 開示を実施することができる日時、場所

日時: _____ 場所: _____

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)、返信用封筒サイズ

送付までの日数: _____ 郵送料(見込み額): _____ 返信用封筒サイズ _____

※上記の郵送料分の切手を返信用封筒に貼付のうえ、受付窓口宛に郵送してください。

本書面記載事項に関し、不明な点等がある場合は、以下受付窓口にご連絡ください。

学校法人北海道科学大学 総務課 〒006-8585 札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号 tel:011-688-7626 e-mail: somu-bu@hus.ac.jp

(開示請求者) 様

異議申立人

㊞

異 議 申 立 書

次のとおり異議申立てをします。

1 異議申立人

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先

2 異議申立ての対象

異議申立人に対する貴法人による 年 月 日付けの「情報不開示（部分開示）決定通知書」

3 情報不開示（部分開示）決定通知書を受領した年月日

年 月 日

4 異議申立ての趣旨

5 異議申立ての理由

6 貴法人による教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合には、この決定を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学校法人北海道科学大学に対し異議申し立てをすることができる。」との教示がありました。

7 添付書類（ある場合のみ記載してください。）